

平成 19 年 6 月 29 日掲載

基本協定書（案）の変更箇所新旧対照表

該当箇所	変更前(H19.5.25)	変更後(H19.6.29)
P2 第5条 3	<u>第1項により事業予定者から業務を受託し、</u>	事業予定者から業務を受託し、
P2 第6条 3(1)	本事業に関し	本事業に関し、 <u>　</u>
P3 第6条 3(2)	本契約に関し	本契約に関し、 <u>　</u>
P3 第9条 2	融資を行う金融機関等が決定した場合、	融資を行う金融機関等が決定した場合には、
P3 第10条 1	<u>事由の如何を問わず、</u> 事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、・・・各自がそれぞれ負担するものとし、第6条第4項に規定する金額を請求する場合を除き、	事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、 <u>事由の如何を問わず、</u> ・・・各自がそれぞれ負担するものとし、 <u>また、</u> 第6条第4項に規定する金額を請求する場合を除き、
P4 第11条 1	事業契約書に示す事業期間において	事業契約書に示す事業期間において、 <u>　</u>
P4 第12条 1	相手方の同意を <u>得ずして</u>	相手方の同意を <u>得ることなく、</u>

該当箇所	変更前(H19.5.25)	変更後(H19.6.29)
P 4 第 14 条		本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業期間終了の日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合の終期は、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断し、代表企業に通知した日までとする。
P 4 第 15 条 ～ 第 16 条	第14条～第15条	第15条～第16条 (条番号を変更)

該当箇所のページ、章・節等の番号は、変更後のものを示しています。